

事務連絡
平成28年3月31日

都道府県水道行政担当部（局） 御中

厚生労働省 医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部 水道課

公共事業に係る政策評価の点検結果（平成27年度）について

水道行政の推進については、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、総務省において公共事業に係る政策評価の点検が行われ（別添1）「公共事業に係る政策評価の点検結果について（通知）」（平成28年3月28日総評政第11号）、また（別添2）「公共事業に係る政策評価の点検結果」（平成28年3月28日）が公表されています。

点検結果から、下記については次年度以降の事業評価を実施される際にご留意いただくようお願いいたします。また、厚生労働省では、下記以外の指摘内容について次年度検討する予定をしております。検討結果については改めてご連絡しますのでご承知おきください。

○留意事項

1. 便益の発現に必要な費用を全て計上するなどにより費用と便益の算定対象範囲を整合させること。
2. 評価実施要領等に基づき、適切な時期に再評価を実施すること。
3. 老朽管更新事業等の評価における便益の算定に必要な管路被害箇所数及び初期給水率の算定方法については、水道耐震化計画、地域防災計画等で用いられている手法と整合を図ること。
4. 回避支出法を用いてボトルドウォーターの購入費用により便益を算定する場合、「小売物価統計調査年報」などにより地域の実勢価格を参考に単価を設定すること。
5. 費用又は便益の算定に当たって消費税を除外すること。

なお、各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴都道府県下水道事業者及び水道用水供給事業者に対する周知をよろしくお願いいたします。また、点検結果で評価をやり直すことと指摘を受けた事業においては、速やかに評価を見直すよう指示し、当課に提出していただきますようお願いいたします。

(連絡先)

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全部水道課

担 当：磯、吉田

電 話：03-3595-2368（直通）

E-mail：suidougijutsu@mhlw.go.jp